

## 南伊勢町創業支援補助金交付要綱

令和5年4月1日

南伊勢町告示第54号

### (趣旨)

第1条 この告示は、南伊勢町内で創業を行う事業活動計画を支援することで、その計画を実現し、商工業の振興と町内経済の活性化を図ることを目的とした南伊勢町創業支援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること、または事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。
- (2) 創業者 前号の創業を行う予定のものをいう。
- (3) 創業日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。
- (4) 事業完了 補助対象経費として計上した発注工事、委託業務等の完了及び発注した物品の検収並びにそれらの支払いをすべて終えることをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、南伊勢町創業計画認定要綱(令和5年南伊勢町告示第52号。以下「認定要綱」という。)により認定を受けた事業を行う者(以下「補助事業者」という。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業を実施する事業所等を町内に置くこと
- (2) 個人事業主にあつては、創業日までに町内に住民登録があること
- (3) 町税に滞納がないこと(申請者が町外の場合はその所在地の税)
- (4) 過去5年以内に南伊勢町創業支援補助金の交付を受けていない者であること
- (5) 次の暴力団等に該当し、又は関係を有するものでないこと。

ア 暴力団(南伊勢町暴力団排除条例(平成23年南伊勢町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(南伊勢町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同

等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(6) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条第1項の規定によるものをいう。)でないこと。

(7) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるものをいう。)でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、認定要綱により認定を受けた創業計画(以下「補助事業」という。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内で実施される創業計画で、実施が開始されておらず、別に定める期限までに創業し、事業完了するもの

(2) 別表第1に定める業種又はその他町長が特に必要と認めた業種であること

(3) 次のいずれかに該当しない事業であること

ア 国又は三重県等の各種助成を受けた又は受けることが確実な事業

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定されている風俗営業の店舗等に関する事業

ウ その他、町長が本補助金事業に相応しくないと認めた事業

(補助金対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表第2のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は補助対象経費の2分の1以内の額とし、100万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 申請できる補助金の額は、認定要綱に定める南伊勢町創業計画認定通知書(様式第3号)の補助金交付予定額に記される金額(以下「交付予定額」という。)とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者(次条において「申請者」という。)は、南伊勢町創業支援補助金交付申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。  
なお、補助金交付申請額は、補助金交付予定額とする。

(交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、南伊勢町創業支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(補助事業の内容及び経費の配分の変更)

第9条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、補助事業の経費の配分及び内容を変更する場合は、南伊勢町創業支援補助金変更交付申請書(様式第3号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、南伊勢町創業支援補助金変更承認通知書(様式第4号)により、補助決定者にその旨を通知するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第10条 補助決定者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ南伊勢町創業支援補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、南伊勢町創業支援補助金中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により、補助決定者にその旨を通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による通知をした場合は、補助金の交付決定の全部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部の返還を補助決定者に命ずるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助決定者は、補助事業について事業完了となったときは、その日から起算して1月を通過した日までに、次に掲げる書類を添えて、南伊勢町創業支援補助金実績報告書(様式第7号)により町長に報告しなければならない。

(1) 様式第7号の2(収支決算書)

(2) 補助対象経費については、支払いの確認ができる書類(領収書等)

(3) 事業の完了が確認できる写真

(4) 交付申請時に町内に居住していない個人事業主にあつては、住民票(原本)

(5) 個人事業主にあつては、税務署へ提出した開業届の写し

(6) 法人にあつては、履歴事項全部証明書

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは事業完了を確認し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、南伊勢町創業支援補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助決定者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に南伊勢町創業支援補助金交付請求書(様式第9号)により補助金を町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 町長は、前条の補助決定者からの請求に基づき、請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

(3) 創業日から3年以内に、故意に事業が継続されていないことが確認されたときは、次に定める金額を返還しなければならない。

| 創業日からの経過日数 | 返還を求める金額(千円未満切捨て) |
|------------|-------------------|
| 1年以内       | 交付額の100%          |
| 1年を超えて2年以内 | 交付額の70%           |
| 2年を超えて3年以内 | 交付額の30%           |

2 前項第3号において、町長が認めた場合はこの限りでない。

(概算払等)

第15条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、交付決定額の10分の8を限度として、概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助決定者が概算払を受けようとする場合は、南伊勢町創業支援補助金概算払請求書(様式第10号)により町長に請求しなければならない。

(補助金の経理等)

第16条 補助決定者は、補助金に係る経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整

理し、これらの補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(活動報告の義務)

第17条 補助事業者は、創業日の属する補助事業者の事業年度を含めた3期分、補助事業の成果に係る毎年度の状況について、南伊勢町創業事業活動報告書(様式第11号)により、事業活動を町長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、補助事業者の事業年度に基づき、毎年度終了後2か月以内に行うものとする。

3 町長は、当該補助事業について確認を行うために必要と認められるときは、補助事業者に対して、必要な事項について調査を行うことができる。

(財産処分の制限等)

第18条 補助決定者は、当該補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産(以下「取得財産等」という。)のうち、取得価格が単価又は効用の増加価格が50万円以上のものについて補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町長が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。

2 町長は、当該補助事業の取得財産等を処分することにより収入があると認めた場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることができる。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。